

高齢者世帯等への エアコン購入設置費用補助金のご案内

〈平戸市高齢者世帯等省エネエアコン導入支援事業補助金〉

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省エネエアコンを購入する高齢者世帯等を支援することにより、エネルギー費用負担軽減や気候変動の影響による高齢者の熱中症対策を図るとともに「ゼロカーボンシティひらど」の実現を目指します。

■補助対象者

①または②に該当する人で、かつ以下のア～ウの全てに該当する人が対象です。

- ①65歳以上（令和9年3月末日時点）のみで構成される世帯の人
- ②65歳以上の方に加え、以下の65歳未満の方のみで構成されている世帯の人

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・要介護認定（要介護1～5）

ア 平戸市に住民登録がなされている人

イ 市税等を滞納していない人

ウ 令和8年4月1日以降に購入したエアコンを市内の自宅に設置した人



■補助対象エアコン

以下の①～⑤の全てに該当するエアコンが対象です。

- ①市内に所在する店舗または事業者から購入した製品であること
- ②省エネラベルの省エネルギー基準達成率が2027年度基準で100%以上のもの
- ③天井、壁または窓枠に固定して設置するもの
- ④新品かつ未使用のもの
- ⑤令和8年4月1日～令和8年9月30日までに購入し、自宅に設置したもの

目標年度2027年度
省エネ基準達成率
100%以上



省エネラベル

最大半額！

■補助金額 ※申請は1世帯につき1基限り

補助対象経費の半額（上限10万円） ※千円未満切捨

※補助対象経費は、エアコンの購入費、設置等の工事費、買い換えに伴う家電リサイクル費用が対象

■申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

※申請受付額が予算額に達した時点で受付を終了します。

【お問合せ先】

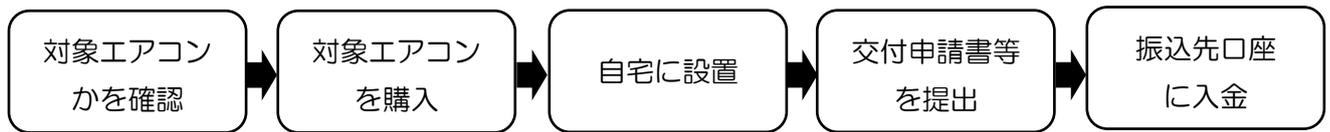
平戸市役所 市民課 環境政策班
Tel.0950-22-9126

詳細は市ホームページ
にも掲載しています。



補助金ホームページ

■手続きの流れ



■提出書類 ※以下の書類を本庁市民課窓口または各支所・出張所の窓口を持参してください。

①交付申請書兼請求書（様式第1号）

②暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）

③領収書等の写し

※申請者が平戸市内の店舗または事業者から対象エアコンを購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの。（領収書だけでは支払金額の内訳等の情報が不足する場合は、見積書等の写しも提出してください。）

④保証書の写し（製品製造者（メーカー）発行のもの）

※購入した製品の型番号や製造番号が確認できるもの。

⑤設置前・設置後が確認できる写真

※設置後の写真には、製品本体のラベル（製品の型番等が表示されている銘板部分）の写真も添付してください。

⑥同一世帯に65歳未満の以下の方がいる場合は、当該者が交付又は認定を受けていることを証明する手帳等の写し

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・要介護認定（1～5）

⑦申請者の市税等に滞納がないことを証明する書類（完納証明書） ※原本

⑧住宅の所有者からの設置に関する承諾書 ※設置する住宅が自己の所有でない場合のみ

■よくある質問 ※その他の質問については市ホームページでご確認ください。

Q. 対象エアコンかどうかを調べる方法がありますか？

A. 製品に貼られている省エネラベルのほか、省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp/>）で確認できます。

Q. 二世帯住宅に住んでいる場合、申請できますか？

A. 住民登録上、世帯分離されており、補助対象者の要件を満たしていれば、申請できます。

Q. 新設は対象となりますか？

A. 対象となります。

Q. 店舗への設置は対象となりますか？

A. 対象外です。ただし、併用住宅の住宅部分への設置は対象となります。



省エネ型製品情報サイト

■注意事項

- ・申請書の様式は、市ホームページでダウンロードするか、本庁市民課窓口や各支所・出張所窓口でお受け取りください。
- ・申請は先着順です。
- ・予算の上限に達した場合は受付期限前に受付を終了します。
- ・1世帯1基のみ申請できます。
- ・申請書類に不備がある場合は申請を受け付けることができません。